

とくしま農林水産業「外国人材育成・定着モデル」事業委託業務仕様書

第1 目的

農林水産業における生産力の向上や生産規模の拡大を図り、所得向上つなげるため、本県農林水産業において重要かつ身近な労働者である「外国人材」を経営の中核となる「人財」へと育成し、定着を図る「モデル」を構築するとともに、県内農業法人等への横展開に取り組む。

第2 業務名

とくしま農林水産業「外国人材育成・定着モデル」事業委託業務（以下「本業務」という。）

第3 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

第4 業務内容及び実施方法

1 業務内容

- (1) 外国人材が有する在留資格の「ステップアップ」のサポート
- (2) 「外国人材育成・定着モデル」の構築

2 実施方法

- (1) 外国人材が有する在留資格の「ステップアップ」のサポート

雇用する外国人材が有する在留資格（技能実習、特定技能）のステップアップ（（例）技能実習→特定技能1号、特定技能1号→特定技能2号）につながる取組を実施すること。

<例>

- ・在留資格のステップアップに向けた試験対策支援
- ・講義受講・試験受験の際の「代替え要員」の雇用
- ・試験対策に必要なパソコン等備品の借上費用
- ・その他外国人材の在留資格のステップアップにつながる取組

- (2) 「外国人材育成・定着モデル」の構築

外国人材の持つ能力を最大限発揮し、組織内で活躍できるよう、次のような取組を事例として集約した「モデル」を構築すること。

- ・外国人材のスキルアップに必要な知識・技能の取得
- ・外国人の特性を最大限に活用したビジネス展開（輸出等）
- ・能力に見合ったポストの提供や、安心して就労できる環境づくり
- ・その他、「モデル」構築につながる取組

第5 委託料

- 1 委託見積上限額 1事業当たり1,000千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 2 委託業務に要した経費は原則、領収書等で確認できることとし、領収書等で照合が困難な経費は、その支払の積算根拠を明確にすること。

第6 特記事項

- 1 金銭出納簿等の会計関係帳簿類をはじめとする、当委託業務の実施状況が確認できる書類等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。
- 2 当委託業務により構築した「モデル」を周知するための動画等のコンテンツ作成について、取材の受入れや出演等の協力を行うこと。
- 3 本業務の実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら事業を進めることとする。
- 4 委託者である徳島県は、業務実施中に随時報告を求めることができるものとする。